

法律診断



牟田美智代事務所

社会保険労務士・特定行政書士

厚生労働大臣認可・労働保険事務組合 どりかむ21 運営

TEL 052-681-6006

収集運搬した廃棄物、 選別すれば「有価物として売却できる」の?

「選別」の許可が欲しい…。それで、どんな方法で選別しますか？

機械で選別なら、「処分業」の許可が必要です。

手作業で選別なら、積替え保管を含む収集運搬業の許可でOKです。

お客様から「選別」の許可が欲しいとご相談をいただく際、どんな方法で選別するかがポイントになります。機械で選別？それとも手作業で選別しますか？

機械で品目ごとに選別する場合は処分業の許可に該当します。逆に言うと品目ごとに選別しない場合は処分業の許可を取得することはできません。

では手作業で選別する場合は？

今回はこの手作業で選別＝手選別についてご説明します。

例えば…コンテナの中身を一度地面に展開し、その中から”手作業”で「売れそうなもの」と「中間処理すべきもの」を選別したい場合は、積替え保管を含む収集運搬業の許可の範囲内となります。

収集運搬業（積替え保管を含む）の許可を取得すれば

- ・収集運搬してきたものを有価物と廃棄物に選別して有価物を売却
- ・廃棄物を一定量ためてから運搬することで運送コストの削減
- ・混合廃棄物を品目ごとに選別することで、以降の処理コストの削減に寄与することとなります。

留意事項

- ・収集運搬業（積替え保管を含む）の許可取得が必要

この際、自治体によっては保管場所に隣接する地権者からの同意書の添付や説明会の開催等が義務付けられる場合があります。

・保管場所・保管面積・保管量を変更した場合、隨時届出が必要

また、有価物の選別については収集運搬の委託契約書に実施の可否を記載しておく必要があります。

建設会社さん！現場で出た廃棄物を自社の土場に持つて帰ってきて溜めていませんか。

建設工事で発生した廃棄物は全て元請が排出事業者です。そのため、下請が工事して出た廃棄物を持って帰つて土場で下すには例外を除き収集運搬業（積替え保管を含む）の許可が必要です。

現場が17:00に終わってトラックの荷台は廃棄物でパンパン！！委託先の中間処理場が17:00は閉まってしまうし、明日も朝から現場で中間処理場に持っていく時間もないから…一旦土場に下ろそうって気持ちとても分ります。でもダメなんです。

「積替え保管」は場所次第

結論：積替え保管の許可をとるのが難しいか、そうでないかは場所によります。

隣地の同意が何件いるのか、説明会が必要なのか、廃掃法以外の法令手続きが必要なのか…

また、保管するものによって必要となる施設・設備が変わってくるため、どのような品目をどのように置くかという事業計画の事前整理と、行政への事前確認が重要になります。～よくある質問から～